

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定
 都市計画京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.9ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	放射第 28 号線	別に都市計画において定めるとおり		
		区画街路	特別区道中京第 440 号線	幅員 4.5m [9m]、延長 約 60m		既設（再整備）
			特別区道中京第 549 号線	幅員 4.0m [4m]、延長 約 120m		既存道路の再整備 歩行者専用道路とする
			特別区道中京第 711 号線	幅員 4.0m [8m]、延長 約 120m		既設（再整備）
建 築 物 の 整 備	建築面積		延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	約 5,710 m ²		約 164,000 m ² [約 135,700 m ²]	事務所、ホテル、店舗、 駐車場等	高層部 180m 低層部 56m	高さの基準点は T.P. +4.2m とする。
建 築 敷 地 の 整 備	建築敷地面積		整 備 計 画			
	約 6,820 m ²		・ 特別区道中京第 440 号線沿いに歩道状空地、特別区道中京第 549 号線及び特別区道中京第 711 号線沿いに歩行者通路を整備するとともに、銀座線京橋駅と接続する地下歩行者通路の整備や、東京高速道路（KK線）の再整備と連携する広場空間や縦動線等を設け、地域の回遊性を高める歩行者ネットワークを整備する。 ・ 中央通り沿いは、広場の整備等により、中央通りの連続的な賑わい形成を図る。			
参 考		地区計画区域内及び都市再生特別地区内にあり。				

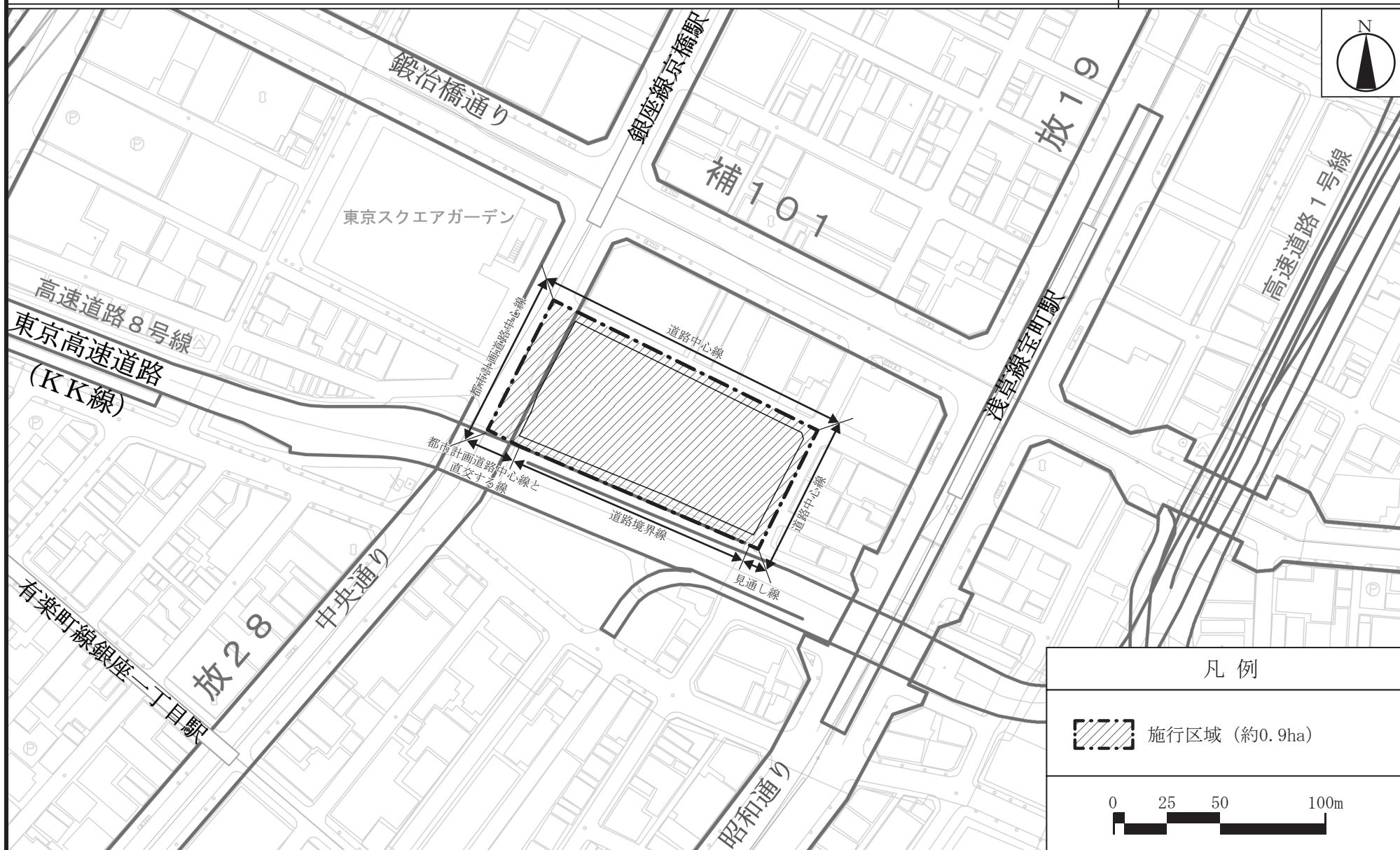
「施行区域、公共施設の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るとともに、東京高速道路（KK線）の再生に向けた協力を行い、あわせて、東京駅前地域と銀座の賑わい創出に資する歩行者の広域的な回遊性強化に向けた都市基盤の整備を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

(施行区域図)

京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業 計画図 1



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 4都市基交測第18号、(MMT利許第04-K101-2号)

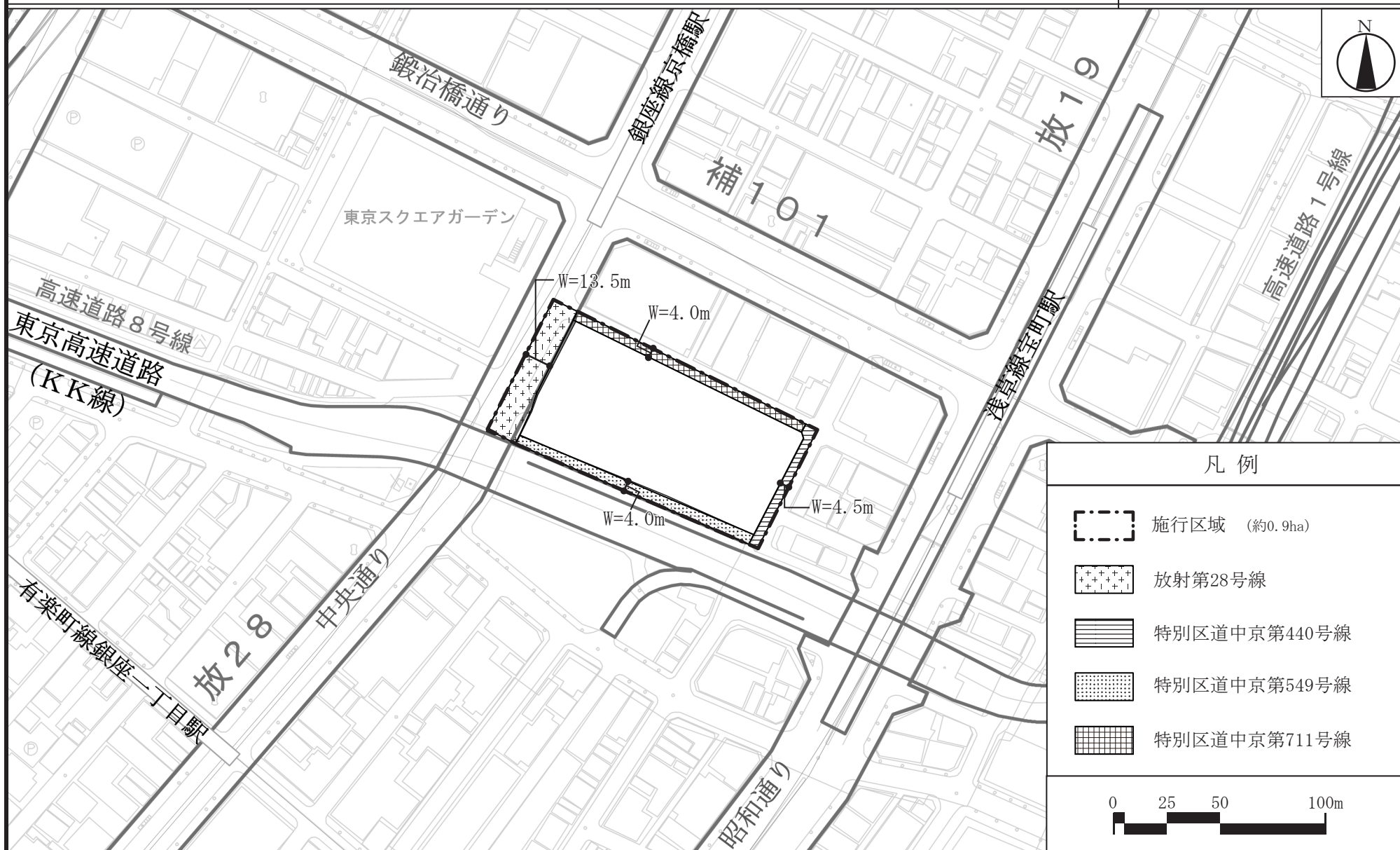
(承認番号) 4都市基街都第13号、令和4年4月19日
(承認番号) 4都市基交都第2号、令和4年5月2日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

(公共施設の配置)

京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業

計画図 2



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 4都市基交測第18号、(MMT利許第04-K101-2号)

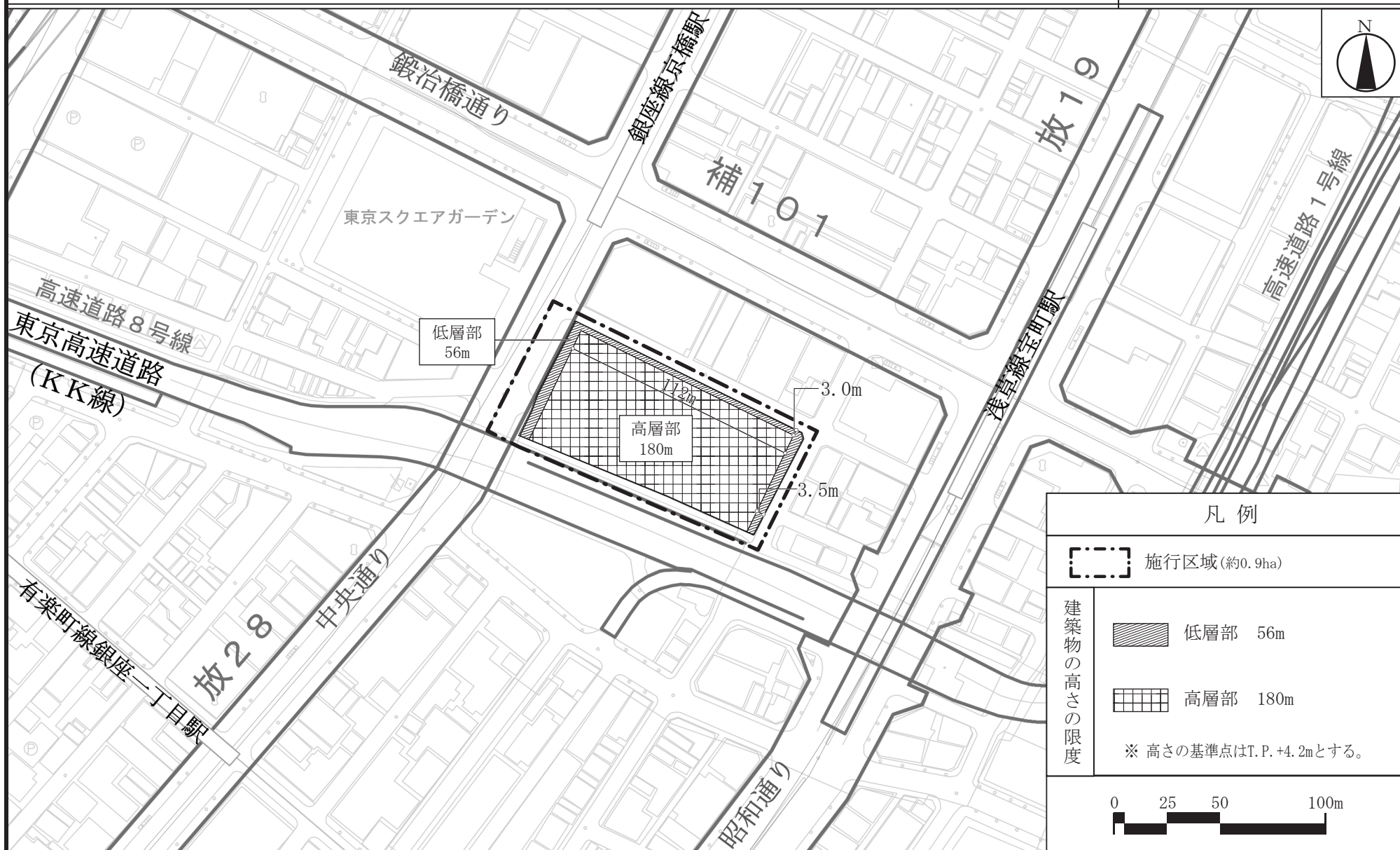
(承認番号) 4都市基街都第13号、令和4年4月19日
(承認番号) 4都市基交都第2号、令和4年5月2日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

(建築物の高さの限度)

京橋三丁目東地区第一種市街地再開発事業

計画図 3



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 4都市基交測第18号、(MMT利許第04-K101-2号)

(承認番号) 4都市基街都第13号、令和4年4月19日
(承認番号) 4都市基交都第2号、令和4年5月2日